

善意をありがとう

▽大鷲保育園へ 母の会：土俵マ
ット一枚 ▽白根保育園へ 母の
会：砂場セット一式

トイレファン
訪問販売に気をつけて

最近県内各地で、あたかも東北
電力から依頼されてきたかのよう
な口ぶりで、トイレファンの訪問
販売や器具取り替えをして回る業
者があります。東北電力とは一切
関係ない業者です。十分にご注意
ください。

東北電力白根営業所(☎2311
四一)からのお願いです。

9月 燃えないごみの収集日

収集区域	収集日	収集時間	備考
新郷田 全域	3日	朝8時までに	決められた場所へ。
茨倉 横道 湯、新村、清水 庚、上、下茨	2日	17日	22日
茨倉 丸湯、東萱場、庄瀬、上・下道湯 沖新保、飯島、小林、戸頭、戸頭団地、田 中、浦梨、和泉、早月町	2日	16日	22日
庄瀬 兎、古川、真木、庄瀬、牛崎、菱湯 菱湯新田、鋳物師、細手、十二道島、次郎 右エ門、上八枚	14日	28日	3日
小林 鍋湯、上・下木山、蔵主、平湯新田 平湯、万年、柳筋、田尾	3日	17日	18日
白根 国道東側で中央通り以南	8日	22日	1日
白根 国道西側で中央通り以南	10日	24日	1日
白根 国道東側で中央通り以北	14日	28日	2日
白根 国道西側で中央通り以北	9日	25日	2日
白井 全域、古川宮前町、古川団地	9日	25日	1日
大郷 全域	13日	27日	17日
鷲巻 全域、大通団地除く	8日	22日	16日
根岸 全域、大通団地含む	10日	24日	2日

たばこは市内で買しましょう

20本入りのたばこ1箱を市内で買う
と、約31円が市の財源となります。こ
の「たばこ消費税」が、私たちの住み良
いまちづくりのために役立っています。
56年度には1億2,800万円の収入があ
りました。たばこは、ぜひお出かけ前
に市内でお買い求めください。



公園はきれいに大切に使いましょう

砂場にガラスびんの破片、便所
の落書きと便器の破損、フェンス
や遊具、くずかごの破損や紛失な
ど……これでは公園がかわいそう。
公園は市民みんなのものです。
きれいに、大切に使いましょう。



待たせるな 集まる人も集める人も
我が家から 時間厳守のよいしつけ

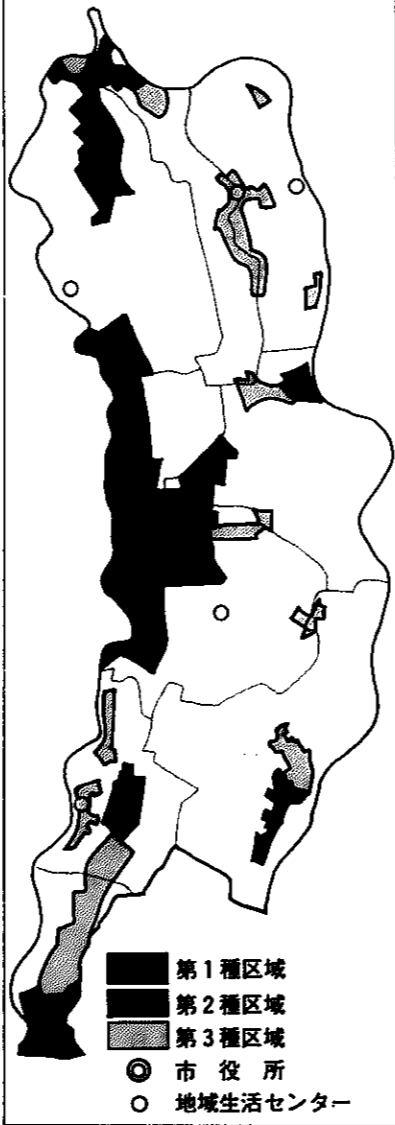
白根時間をなくしましょう

白根署管内 交通事故 (7月末現在)	人身事故件数.....61件 死者.....3人 負傷者.....70人 危険です 寝不足 積み過ぎ 飛ばし過ぎ
--------------------------	--

臭 悪

規制地域内の施設
届け出が必要です

悪臭の規制区域図



八月一日から悪臭
規制地域を指定

地図で示した規制地域内に、悪
臭を発生する施設をもつ人、また
はこれから造る人は次の届け出が
必要です。届け出用紙は市民生活
課衛生公害係に用意してあります。
八月一日現在、施設をもつ人は

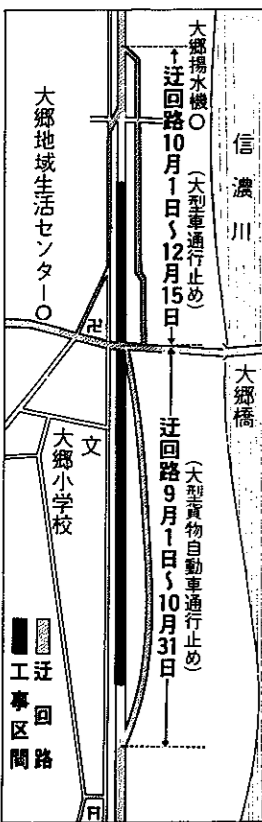
鶏・豚舎や塗装工場
などが該当施設です

悪臭を発生する施設は次のもの
が該当します。
鶏、豚、牛の飼養施設またはふ

交通規制のお知らせ

信濃川堤防(市道新開・新川向
線)の築堤工事のため、大郷橋の
上下流七百五十メートルの区間が通行規
制されます。

大郷橋から上流側は、九月一日



から十月三十一日まで大型貨物自
動車は通行止め、他の車は堤防脇
の迂回路をご利用ください。
大郷橋下流の通行規制は十一月
一日から十二月十五日までで、大
型車が通行止め、他の車は迂回路
をご利用ください。
また、同工事のため庄瀬地内に

大野大橋(八号線)

国道八号線の大野大橋は、橋梁
修繕工事のために、九月八日から
十一月二十五日までの間、車輛片
側交互通行となります。なお、車
輛幅員三・二五メートル及び車輛総重量
二十トンを超える車輛は、通行止め
となります。

悪臭の規制基準

区域の区分	許 容 限 度	
	施設の敷地境界 線での臭気濃度	排水口におけ る臭気濃度
第1種区域	10	1,000
第2種区域	15	2,000
第3種区域	20	3,000

臭気濃度とは有臭の空気を無臭の空気で、臭気
がなくなるまでうすめた希釈倍数をいいます。

ん尿処理施設で、鶏舎または牛房
の総面積が百平方メートル以上、豚房の
総面積が五十平方メートル以上の施設。
塗装業者の吹き付け施設と乾燥
施設で、塗料と溶剤の吹付能力が
一時間あたり三リットル以上の工場。
このほか、ふん尿を使用する肥
料の製造施設や、獣畜、鳥類の臓
器や羽毛などを使用する原料、飼
肥料の製造施設、及びし尿処理施
設などが該当します。詳しくは同
係(☎2311)へ。

広報 しるね

8/15 おしらせ版
No.65

毎月1・15日発行
発行日/昭和57年8月15日 発行所/白根市役所

美しい自然のあるまちづくり

広報 しるね

☎2311
☎2311
☎2311
☎2311

情報センター297は、市
民の皆さんから自由に
使っていただくコーナー
です。掲載申し込み
は広報係☎2111
☎297へ